

## サクラソウ保護推進指針

### 1 種の概要等

サクラソウ (被子植物門双子葉類合弁花群 サクラソウ科)

*Primula sieboldii* E.Morren

岡山県版レッドデータブック 2009 絶滅危惧 I 類

環境省第4次レッドリスト 準絶滅危惧

#### (1) 生育情報

日当たりの良い山麓や川岸の湿った草地に生える多年草。全体に縮れた長い白色毛がある。葉は根元に集まってつき、長い柄がある。葉身は長さ4～10cm、幅3～6cmのだ円形、ふちは浅く切れ込む。4～5月頃、高さ15～40cmの花茎の先に紅紫色の花を散形に数個～十数個つける。花は雄しべと雌しべの位置が異なる2つのタイプがあり(異型花柱性)、異なるタイプの花同士で受粉しないと種子はできない。江戸時代から盛んに栽培され、多くの園芸品種がある。

#### (2) 分布状況

岡山県内では真庭市、新見市、高梁市に分布するが、真庭市以外の集団はほぼ壊滅状態。国内では北海道南部、本州、九州に分布。

#### (3) 存続を脅かす要因

管理放棄、草地開発、湿地開発、業者・マニア採取(園芸採取)、その他(遺伝的攪乱)

#### (4) 指定理由等

##### ①指定理由

現存する生育地は、辛うじて乱獲を免れたものであり、その生育地の数、個体数ともに極めて少ない状況となっている。厳重な保護対策を講じるとともに、生育環境の維持を図り、採取・乱獲等の防止策を講じる必要がある。

##### ②指定年月日

平成21年4月14日

参考文献：岡山県版レッドデータブック 2009 植物編

### 2 保護の目標

本種は山麓や川岸の湿気の高い野原に生える多年草である。現存する生育地は、辛うじて乱獲を免れたものであり、その生育地の数、個体数ともに極めて少ない状況となっている。自然性の高い生育地では厳重な保護対策を講じるとともに、二次草原の

ような持続的な人為干渉が必要な環境の生育地においては、引き続き生育環境の維持を図り、またいずれの生育地においても採取・乱獲等の防止策を講じることにより、安定的に存続できる状態になることを目標とする。

### 3 保護の推進に関する方針

#### (1) 生育状況等の把握・モニタリング

- ・本種は多年草であるが、異型花柱性で、他花受粉しか行わない特性があり、遺伝的多様性が保持されていなければ地域個体群は存続しにくい。現状として十分な個体数及び個体群数を備えた生育地は限られている。引き続き、遺伝的多様性を保持した状態で個体群が持続するよう、特に生育環境の状況、個体数の増減について継続調査を行い、情報の蓄積を行う。
- ・本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因の把握のための調査、研究を進める。

#### (2) 生育地における生育環境の維持・改善

- ・ハンノキ林・ヤナギ林の林床、及び河原のような自然性の高い生育地（自然の氾濫で持続している）と、農山村及び集落周辺のような草刈りによって持続している生育地、野焼きなどの畜産に関わる地域活動によって持続している生育地が挙げられる。それぞれ、減少要因及び生態学的特性を踏まえ、人為的干渉の継続も含め、本種の生育環境の維持・改善の効果的な対応策を検討する。
- ・生育地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際し、生育に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

#### (3) 人工繁殖及び個体の再導入

- ・遺伝的多様性がある程度保持されている個体群は限られており、これ以上の個体群の減少は種の存続にとって致命的となりかねないことから、必要に応じて人工繁殖技術の確立や種子保存に取り組み、個体数の増加や再導入についての手法について検討を行う。
- ・人工繁殖に際し、本県内の自生地におけるサクラソウの遺伝的系統と、一般家庭に広く浸透している園芸品種の遺伝的系統（荒川流域を主とした関東近郊の野生集団に由来）の交雑による遺伝的攪乱が生じるおそれがあることから、その技術確立に際しては、有識者による厳重な指導監督のもとで検討のうえ、実施することとする。
- ・増殖だけを目的とした他地域の生育種や園芸品種の安易な移植導入・増殖導入は、遺伝的攪乱を防ぐためにも行わないこととする。
- ・人工繁殖の場としては、保護活動の盛んな生育地近郊に設置することを検討する。
- ・必要に応じて、適切な方法で人工繁殖された個体等の再導入による個体数の増加及び、自然環境下での維持増殖を図る。

#### (4) 生育地における採取等の防止

- ・本種は生育地が極めて限定的であり、個体数も少ないため、採取されると再生がより困難となる。よって、採取や生育地への不用意な立入等、個体群の持続に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、生育地における指定希少野生動植物保護巡視員による監視等を行う。

#### (5) 普及啓発の推進

- ・水辺や河原などサクラソウの本来の生育地について認識するとともに、乱獲によってそれらが壊滅的な状況に追い込まれ、今現在、草刈りなどの人為的干渉により辛うじて存続しているという現状を適切に認識し、普及啓発する。
- ・本県内のサクラソウは園芸品種とは異なった系統であることを適切に認識し、普及啓発する。
- ・他地域からの無計画な個体の持ち込み等による遺伝的攪乱の防止に努める。
- ・遺伝的な偏りの発生等、乱獲が招く弊害についても適切に認識し、普及啓発する。
- ・背の高い競合種の生育を抑制するための自生地の草刈り等、地域の自主的な保護活動の展開が継続して図られるように努める。

### 4 保護の推進に関する重要事項

#### (1) 生育地の維持管理

- ・水辺や河原などの自然性の高い生育地では、生育地の秘匿及び乱獲防止活動の実施、野焼きや草刈りにより再生しつつある生育地では、継続的な活動の実施及び乱獲防止活動の実施、愛好家による農山村周辺の生育地では、継続的な活動の実施に努める。

#### (2) 効果的な事業の推進のための連携の確保

- ・点在する生育地の特徴を総括的に認識するとともに、生育及び生育地が脅かされないよう、生育地の管理者、地元行政機関、実質的な保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動グループなどの他、専門的立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生育地を巡回して採取・乱獲を防止する指定希少野生動植物保護巡視員との連携を図る。